

景観評価リスト

事業 所管課	東部総合事務所県土整備局	事業担当 氏名	山陰道推進室 上田 学
-----------	--------------	------------	-------------

1 事業概要

事業名	県道郡家鹿野気高線（岡木工区）地方特定道路整備事業
事業箇所	鳥取市鹿野町岡木 ☐ 景観形成重点区域内（ ） ☐ 自然公園区域（ ） ☐ 景観計画区域 ☒ 他の景観行政団体の区域（鳥取市景観計画区域内）
事業の種類	地方特定道路整備事業
事業期間	平成21年度 ～ 平成24年度
事業の規模	・幅員：W＝6.0m（10.0m） 全体計画延長：L＝1,300m
事業目的	当事業は、山陰道（鳥取西道路）にアクセスする（仮称）浜村鹿野温泉ICに交差する県道郡家鹿野気高線の交通量増加が見込まれることから、車道拡幅と歩道設置することにより、安全かつ円滑な交通を確保する。

2 周辺の景観特性等に関する状況

（1）施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（～ のいずれかを選択して記入）
—整備する施設が視点場となる場合
—整備する施設が主対象になる場合
整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合 【景観特性】 浜村から鹿野への直線道路は特徴的で、直線道路沿いに広大な水田が広がる景観を有している。 【基本的方向】 県道改築による地形の改変を極力抑え、個性的な沿道・沿線景観を保全する。
（2）特に配慮する事項
事業区域周辺の広大な水田の土地利用に与える影響を最小限とする。

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置・規模	☐ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 ☐ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 ☐ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	
	☐ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。 ☒ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。	まっすぐな現道を最大限利用し、地形の改変を最小限にととめる。

形態・意匠	■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。 □ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。 □ ランドマーク的な施設など、施設存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。	道路は直線とし、改良済区間との連続性を考慮しまとまりあるものとする。																			
色彩	■ 周辺の景観と調和した色彩とする。 □ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。 □ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">有彩色の色相</th><th colspan="3">彩 度</th></tr><tr><th>景観形成重点区域</th><th>自然公園の区域</th><th>その他の区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.1R～10R</td><td>2以下</td><td>2以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>4以下</td><td>4以下</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の色相</td><td>2以下</td><td>2以下</td><td>2以下</td></tr></tbody></table> □ 送電又は送電のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 □ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。 色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数の色に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。	有彩色の色相	彩 度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	舗装は改良済区間との連続性を考慮しアスファルト舗装（無彩色）とする。 ガードレールについても改良済区間との連続性を考慮し、既設防護柵と色彩を併せた白色とする。
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

4 特記事項 【具体的対応について】

特になし。

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。